

天理市乳児等支援給付認定に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市乳児等支援給付認定に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行について、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、乳児等支援給付認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び施行規則において使用する用語の例による。

(乳児等支援給付認定の申請)

第 3 条 法第30条の15第 1 項の規定により乳児等支援給付認定を受けようとする支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(乳児等支援給付認定の通知等)

第 4 条 市長は、法第30条の15第 3 項の規定により乳児等支援給付認定を行ったときは、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（様式第 2 号）を乳児等支援給付認定保護者に交付することにより通知する。

2 前条の規定による申請について、乳児等のための支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付認定却下通知書（様式第 3 号）により当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第 5 条 法第30条の17第 1 項の規定により変更の届出をしようとする乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（様式第 4 号）に施行規則第28条の26第 2 項に規定する書類を添えて、

市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第6条 法第30条の18第1項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行ったときは、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第5号）により乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第7条 施行規則第28条の27第1項の規定により乳児等支援支給認定証の再交付を受けようとするものは、乳児等支援支給認定証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。